

# 水質検査成績書

第 25-03766-1 号

依頼者 苫前郡羽幌町南町1番地の1  
羽幌町長 森 淳 様

2025年 07月 03日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

|           |                        |     |                          |
|-----------|------------------------|-----|--------------------------|
| 種 別       | 浄水                     | 区 分 | 簡易水道                     |
| 採 水 年 月 日 | 2025年07月03日            | 時 間 | 10時24分                   |
| 天 候       | 前 日                    | 曇   | 当日                       |
| 曇         |                        |     |                          |
| 施 設 名     | 羽幌町焼尻簡易水道              |     |                          |
| 水 源 名 称   | 白浜無名川                  |     |                          |
| 採 水 地 点   | 羽幌町大字焼尻 羽幌沿海フェリー 株式会社内 |     |                          |
| 採 水 者     | 阿 部 憲 慎                | 所 属 | 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター |
| 気 温       | 24.9 ℃                 | 水 温 | 12.1 ℃                   |
| 残 留 塩 素   | 0.4 mg/L               |     |                          |

| No. | 項 目 名                            | 結 果 値         | 水 質 基 準                       | 検 査 方 法            | 定量下限値   |
|-----|----------------------------------|---------------|-------------------------------|--------------------|---------|
| 01  | 一般細菌                             | 0 1ml中        | 1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。   | 標準寒天培地法            | -       |
| 02  | 大腸菌                              | 不検出           | 検出されないこと。                     | 特定酵素基質培地法          | -       |
| 03  | カドミウム及びその化合物                     | <0.0003 mg/L  | カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。 | ICP-MS法            | 0.0003  |
| 04  | 水銀及びその化合物                        | <0.00005 mg/L | 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。   | 還元気化-原子吸光光度法       | 0.00005 |
| 05  | セレン及びその化合物                       | <0.001 mg/L   | セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    | ICP-MS法            | 0.001   |
| 06  | 鉛及びその化合物                         | <0.001 mg/L   | 鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。      | ICP-MS法            | 0.001   |
| 07  | ヒ素及びその化合物                        | <0.001 mg/L   | ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。     | ICP-MS法            | 0.001   |
| 08  | 六価クロム化合物                         | <0.002 mg/L   | 六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。  | ICP-MS法            | 0.002   |
| 09  | 亜硝酸態窒素                           | <0.004 mg/L   | 0.04mg/L以下であること。              | イオンクロマトグラフ法 (陰イオン) | 0.004   |
| 10  | シアン化物イオン及び塩化シアン                  | <0.001 mg/L   | シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    | イオンクロマトグラフ法 (陰イオン) | 0.001   |
| 11  | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                    | 0.12 mg/L     | 10mg/L以下であること。                | イオンクロマトグラフ法 (陰イオン) | 0.03    |
| 12  | フッ素及びその化合物                       | <0.05 mg/L    | フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。     | イオンクロマトグラフ法 (陰イオン) | 0.05    |
| 13  | ホウ素及びその化合物                       | <0.02 mg/L    | ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。     | ICP-MS法            | 0.02    |
| 14  | 四塩化炭素                            | <0.0002 mg/L  | 0.002mg/L以下であること。             | PT-GC-MS法          | 0.0002  |
| 15  | 1,4-ジオキサン                        | <0.005 mg/L   | 0.05mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.005   |
| 16  | 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン | <0.001 mg/L   | 0.04mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.001   |
| 17  | ジクロロメタン                          | <0.001 mg/L   | 0.02mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.001   |
| 18  | テトラクロロエチレン                       | <0.0005 mg/L  | 0.01mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.0005  |
| 19  | トリクロロエチレン                        | <0.0005 mg/L  | 0.01mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.0005  |
| 20  | ベンゼン                             | <0.001 mg/L   | 0.01mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.001   |
| 21  | 塩素酸                              | 0.22 mg/L     | 0.6mg/L以下であること。               | イオンクロマトグラフ法        | 0.06    |
| 22  | クロロ酢酸                            | <0.002 mg/L   | 0.02mg/L以下であること。              | LC-MS法             | 0.002   |
| 23  | クロロホルム                           | 0.005 mg/L    | 0.06mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.001   |
| 24  | ジクロロ酢酸                           | 0.005 mg/L    | 0.03mg/L以下であること。              | LC-MS法             | 0.002   |
| 25  | ジブロモクロロメタン                       | 0.030 mg/L    | 0.1mg/L以下であること。               | PT-GC-MS法          | 0.001   |
| 26  | 臭素酸                              | <0.001 mg/L   | 0.01mg/L以下であること。              | イオンクロマトグラフ法 (陰イオン) | 0.001   |
| 27  | 総トリハロメタン                         | 0.065 mg/L    | 0.1mg/L以下であること。               | PT-GC-MS法          | 0.001   |
| 28  | トリクロロ酢酸                          | 0.003 mg/L    | 0.03mg/L以下であること。              | LC-MS法             | 0.002   |
| 29  | ブロモジクロロメタン                       | 0.014 mg/L    | 0.03mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.001   |
| 30  | ブロモホルム                           | 0.016 mg/L    | 0.09mg/L以下であること。              | PT-GC-MS法          | 0.001   |

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 検 査 方 法   | 平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正 令和7年3月26日) |
| 判 定       | 上記の検査項目については水質基準に適合する。             |
| 検 査 期 日   | 2025年 07月 03日 ~ 2025年 07月 22日      |
| 検 査 責 任 者 | 試験検査部部长 横 山 貴 浩                    |

2025年 07月 22日



水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号  
建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号  
札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号  
一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター





- 1、成績書の内容を転記する場合は当センターの承認を得てください。  
2、本結果は依頼された検体についての検査結果であり、該当検体のすべてを保証するものではありません。

# 水質検査成績書

第 25-03768-1 号

依頼者 苫前郡羽幌町南町1番地の1  
羽幌町長 森 淳 様

2025年 07月 03日 御依頼の試料について検査した結果は次の通りです。

|               |                                   |                                                                                                              |                               |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 種 別           | 原水                                | 区 分                                                                                                          | 簡易水道                          |
| 採水年月日         | 2025年07月03日                       | 時間                                                                                                           | 9時55分                         |
| 天 候           | 前 日                               | 曇                                                                                                            | 当日                            |
| 曇             |                                   |                                                                                                              |                               |
| 施設名           | 羽幌町焼尻簡易水道                         |                                                                                                              |                               |
| 水源名称          | 白浜無名川                             |                                                                                                              |                               |
| 採水地点          | 羽幌町大字焼尻字白浜                        |                                                                                                              |                               |
| 採水者           | 阿 部 憲 慎                           | 所 属                                                                                                          | 一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター      |
| 気温            | 24.7 °C                           | 水温                                                                                                           | 15.9 °C                       |
| 残留塩素          | ※ mg/L                            |                                                                                                              |                               |
| No.           | 項 目 名                             | 結 果 値                                                                                                        | 水 質 基 準                       |
| 01            | 一般細菌                              | 640 1ml中                                                                                                     | 1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。   |
| 02            | 大腸菌                               | 検 出                                                                                                          | 検出されないこと。                     |
| 03            | カドミウム及びその化合物                      | <0.0003 mg/L                                                                                                 | カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。 |
| 04            | 水銀及びその化合物                         | <0.00005 mg/L                                                                                                | 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。   |
| 05            | セレン及びその化合物                        | <0.001 mg/L                                                                                                  | セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    |
| 06            | 鉛及びその化合物                          | <0.001 mg/L                                                                                                  | 鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。      |
| 07            | ヒ素及びその化合物                         | <0.001 mg/L                                                                                                  | ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。     |
| 08            | 六価クロム化合物                          | <0.002 mg/L                                                                                                  | 六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。  |
| 09            | 亜硝酸態窒素                            | <0.004 mg/L                                                                                                  | 0.04mg/L以下であること。              |
| 10            | シアン化物イオン及び塩化シアン                   | <0.001 mg/L                                                                                                  | シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。    |
| 11            | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                     | 0.12 mg/L                                                                                                    | 10mg/L以下であること。                |
| 12            | フッ素及びその化合物                        | <0.05 mg/L                                                                                                   | フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。     |
| 13            | ホウ素及びその化合物                        | <0.02 mg/L                                                                                                   | ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。     |
| 14            | 四塩化炭素                             | <0.0002 mg/L                                                                                                 | 0.002mg/L以下であること。             |
| 15            | 1,4-ジオキサン                         | <0.005 mg/L                                                                                                  | 0.05mg/L以下であること。              |
| 16            | ジス-1,2-ジ-2,4,6-トリニトロベンゼン          | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.04mg/L以下であること。              |
| 17            | ジクロロメタン                           | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.02mg/L以下であること。              |
| 18            | テトラクロロエチレン                        | <0.0005 mg/L                                                                                                 | 0.01mg/L以下であること。              |
| 19            | トリクロロエチレン                         | <0.0005 mg/L                                                                                                 | 0.01mg/L以下であること。              |
| 20            | ベンゼン                              | <0.001 mg/L                                                                                                  | 0.01mg/L以下であること。              |
| 21            | 亜鉛及びその化合物                         | <0.01 mg/L                                                                                                   | 亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。      |
| 22            | アルミニウム及びその化合物                     | 0.16 mg/L                                                                                                    | アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。  |
| 23            | 鉄及びその化合物                          | 0.48 mg/L                                                                                                    | 鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。       |
| 24            | 銅及びその化合物                          | <0.01 mg/L                                                                                                   | 銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。       |
| 25            | ナトリウム及びその化合物                      | 27.7 mg/L                                                                                                    | ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。   |
| 26            | マンガン及びその化合物                       | 0.025 mg/L                                                                                                   | マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。   |
| 27            | 塩化物イオン                            | 47.6 mg/L                                                                                                    | 200mg/L以下であること。               |
| 28            | カルシウム、マグネシウム等(硬度)                 | 48.4 mg/L                                                                                                    | 300mg/L以下であること。               |
| 29            | 蒸発残留物                             | 187 mg/L                                                                                                     | 500mg/L以下であること。               |
| 30            | 陰イオン界面活性剤                         | <0.02 mg/L                                                                                                   | 0.2mg/L以下であること。               |
| 検 査 方 法       | 平成15年厚生労働省告示第261号(最終改正 令和7年3月26日) |                                                                                                              |                               |
| 備 考           |                                   |                                                                                                              |                               |
| 検 査 期 日       | 2025年 07月 03日 ~ 2025年 07月 22日     |                                                                                                              |                               |
| 検 査 責 任 者     | 試験検査部部长 横 山 貴 浩                   |                                                                                                              |                               |
| 2025年 07月 22日 |                                   | 水道法第20条登録水質検査機関 登録番号 第29号<br>建築物飲料水水質検査登録機関 登録番号 北海道第56水第8号<br>札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号<br>一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター |                               |







